

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様
今 治 市 議 会 議 長 木 村 文 広 様

今治市監査委員 木 原 盛 展
同 平 田 秀 夫

監査結果の報告の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく令和 5 年度の定期監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出する。

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 健康福祉部 健康福祉政策局
福祉政策課、介護保険課、障がい福祉課、生活支援課、
健康推進課、保険年金課
- 3 監査の期間 令和 5 年 4 月 3 日～令和 5 年 6 月 30 日
- 4 監査の着眼点及び主な実施内容
令和 4 年度における健康福祉部主管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。
- 5 監査の結果
監査を実施した結果、概ね適正に処理されていたが、事務執行の一部において改善等を要する事項が見受けられた。各課の事務分掌、指摘事項等については、次のとおりである。

福祉政策課

【事務分掌】

- (1) 福祉の総合調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉法人の認可及び指導監督等に関すること。
- (3) 社会福祉団体(日赤を含む。)に関すること。
- (4) 社会福祉協議会に関すること。
- (5) 民生(児童)委員及び主任児童委員に関すること。
- (6) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (7) 戦傷病者、戦没者遺族、外地引揚者等に関すること。
- (8) 災害救助に関すること。
- (9) 福祉センターに関すること。
- (10) 忠霊塔及び忠霊塔記念会館に関すること。
- (11) 養護老人ホーム清流園に関すること。
- (12) 老人福祉に関すること。
- (13) 老人クラブに関すること。
- (14) 老人ふれあいの家に関すること。
- (15) グループリビングに関すること。
- (16) ねんりんピックに関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、高齢者の福祉に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 敬老会事業費交付金について、報告書添付の領収書に交付決定された者とは異なる宛名のものがあつた。今後は提出書類を確実に精査するとともに交付決定の際に注意点を伝えるなど適正な事務執行をされたい。

- 2 朝倉デイサービスセンターは平成29年4月1日付で条例が廃止され、建物を(社)今治市社会福祉協議会(以下、社協)に売却した。行政財産である当該敷地は、建物売却時から社協に毎年行政財産目的外使用を許可し使用料を免除している。当該敷地は条例廃止時に公の目的は終えており、行政財産を廃止し普通財産へ変更し改めて貸借契約を社協と締結されたい。なお、市道及び公園敷地分については図面上に位置と面積を確定させて用途変更されたい。

(意見)

- 1 災害時の避難行動用支援者個別避難計画について、令和8年5月20日までに作成予定であるが、不測の災害に備えるためにも、期日にかかわらず急ぎ未作成分の計画作成を進められたい。また、作成済みの計画についても計画に基づいた避難訓練等を実施するなど実効性のある計画となるよう努められたい。

介 護 保 険 課

【事務分掌】

- (1) 介護保険の運営及び計画に関すること。
- (2) 介護給付費及び予防給付費に関すること。
- (3) 財政安定化基金拠出金に関すること。
- (4) 地域包括支援センターに関すること。
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。

【指摘事項等】

(意見)

- 1 潜在介護福祉士等の再就職促進事業における介護技術研修会について、介護関係の職場で就労中の参加者にとっては介護技術等の底上げにつながることから一定の成果は出ているが、介護現場を離れている有資格者の参加が少ない。研修会への参加者の募集方法を工夫し、介護人材の確保に向けて未就労者の参加の増加に努められたい。
- 2 地域包括支援センター運營業務について、現在は単年度の委託契約となっている。複数年度にわたる契約を締結することで、受託事業者が必要な設備、機械導入等及び人材育成などを計画的に実施できるのであれば、結果として安定的で継続的な地域包括支援の推進につながるが見込まれるため、長期継続契約について検討されたい。
- 3 市内には配食サービスを行う民間事業者が増加している。利用者にとっての見守りサービスの要否や、民間の配食サービス事業者の供給能力などの調査を踏まえて、市が実施している配食サービスについて民間事業者に任せることを検討されたい。

障 がい 福 祉 課

【事務分掌】

- (1) 身体障害者福祉に関すること。
- (2) 知的障害者福祉に関すること。
- (3) 精神障害者福祉に関すること。
- (4) 障害者福祉団体に関すること。
- (5) 障害者福祉センターに関すること。
- (6) 今治育成園及び障がい者文化体育施設に関すること。
- (7) ひよこ園に関すること。
- (8) さざなみ園に関すること。
- (9) 障害者地域活動支援センターに関すること。
- (10) その他心身障害者(児)の福祉に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 日常生活用具購入費支給申請書に添付されている同意書について、押印等のないものが見受けられた。同意書については、課税情報等調査の同意意思を確認するために必要な書類であるため、押印もしくは署名を求めるように適切に事務処理されたい。
- 2 今治市障害者地域活動支援センターの管理運営に関する包括協定書において、管理施設の改修等について1件50万円未満のものについては指定管理者の負担であり、市負担による場合は書面での協議が必要となっているがなされていなかったため適切に事務処理されたい。

(意見)

- 1 安否確認電話等サービス業務委託については、ひとり暮らしで体調に不安のある障がい者に対して定期的に安否確認や相談等を行うことを目的とし、令和4年6月より始まった事業であるが、2月末時点において、対象件数が2件(対象者1人)と、効果が出ているとは言い難い状況と思われる。期待する効果を得るため、利用者にとってより使い勝手が良くなるような制度設計の見直しや関係機関等への周知などを検討し、本事業の効果が持続して発揮されるように努められたい。

2 今治育成園及び今治市ひよこ園の2施設について、公の施設等評価における「評価及びあり方方針」にあるとおり「施設等の現状を踏まえ、サービスの継続・質の向上を前提とした施設譲渡などの民営化を検討」したうえで、公募の実施に向けた譲渡方法や選考方法などの具体的な取り組みを着実に進められたい。

生活支援課

【事務分掌】

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (3) 支援給付に関すること。
- (4) 生活困窮者自立支援に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 生活保護における返還金・徴収金において、事務手続の誤認により延滞金を徴収していない事例が散見された。徴収金及び返還金については公債権であり、納期限後にその債権を納付する場合は、地方自治法第 231 条の 3 及び市債権管理条例第 8 条に基づき、延滞金を徴収されたい。また、同条例第 9 条及び市債権管理規則第 5 条に基づき、延滞金の減免を行う場合は、市事務決裁規程に基づく決裁を受けられたい。

(意見)

- 1 債権管理事務について、全庁的に使用されている債権管理システムが導入されておらず、督促・催告等の文書作成、納期管理、納付があった場合の消込等を手入力で行っている。令和 7 年度以降、国の施策による行政システム標準化が控えるものの、現状の表計算ソフトでの管理では、ファイル容量が肥大化し、限界が近いと思われるため、生活保護システムのデータ整理等を含めた事務の効率化を検討されたい。
- 2 生活保護ケースワーカーについては、社会福祉法第 18 条に基づき、社会福祉主事任用資格が必要とされる。貴課においては、男性職員の割合が 90%を超えているが、今後、新規採用職員の男女比率が平準化することを勘案すると、女性職員の有資格者の増加が必要と考えられる。
については、生活困窮の社会的要因が多様化し、それらにきめ細かく対応すべく多様な人材が求められていることも踏まえ、女性を含む多様な人材の配置と、それが実現できる体制の構築（事務分担の区別化等）を検討されたい。

健康推進課

【事務分掌】

- (1) 保健指導及び栄養指導に関すること。
- (2) 感染症予防に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 結核予防に関すること。
- (5) 精神保健に関すること。
- (6) 湯ノ浦温泉及び鈍川温泉に関すること。
- (7) 中央保健センターに関すること。
- (8) 島しょ診療所に関すること。
- (9) 多目的温泉保養館に関すること。
- (10) 地域医療対策に関すること。
- (11) 新型コロナウイルスワクチン接種に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、健康推進に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 看護師養成に係る補助金については、令和4年度から各事業に細分化し、補助金の目的を明確化して実施することとなったが、補助事業者から提出された資料では、各事業の補助対象経費・実施内容が明確になっているとは言い難いものであったので、提出資料の記載内容について整理のうえ、事業効果が確認できる仕組みの構築について検討されたい。

(意見)

- 1 所管施設の維持修繕において、部分的な修繕を複数年かけて実施していたものが見受けられた。急を要しないが施設の維持管理において修繕の実施が必要な場合は、入札による一括発注ができないか、設計・契約・財政的な点等を関係課と慎重に協議のうえ、検討するようにされたい。なお、やむを得ず部分的な修繕を複数年かけて実施する場合であっても、修繕箇所の優先順位を整理し、その状況を記録するなど、適切に対応するようにされたい。
- 2 多目的温泉保養館（クアハウス今治）は、現在指定管理者制度により運営しているが、指定期間は令和6年度末までとなっており、今後の管理運営方針を令和5年度中に決めることとなっている。当該施設は、開業（平成元年）以来大幅な設備改修が実施されておらず、利

用者数の減少により指定管理料は年々増加している。方針の決定にあたっては、施設の廃止も踏まえたうえで、他県のケアハウスや類似施設の運営方法等を調査するなど、本市にとって当該施設がどうあるべきか、検討するようにされたい。

保 険 年 金 課

【事務分掌】

- (1) 国民健康保険の運営及び計画に関すること。
- (2) 国民健康保険の保険給付に関すること。
- (3) 国民健康保険事業費納付金に関すること。
- (4) 共同事業拠出金に関すること。
- (5) はり、きゅう施術料に関すること。
- (6) 後期高齢者医療に関すること。
- (7) 国民年金に関すること。
- (8) 重度心身障害者、ひとり親家庭、子ども並びに未熟児養育医療の医療費助成資格の認定及び助成金の支出に関すること。
- (9) 特定健康診査に関すること。
- (10) 保健事業と介護予防事業の連携に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 福祉医療費返納金（子ども医療費・ひとり親家庭医療費）の未納分について、督促状にあたる通知文書を送付していたが、督促手数料を徴収していなかったため、今後の発送分からは適正な対応をされたい。
- 2 福祉医療費返納金や国民健康保険一般被保険者返納金の未納分について、延滞金の計算をしていなかった。一部システム導入を検討しているとのことであるが、費用対効果の面から導入の目途は立っていないようであるので、システム導入以外の計算方法についても検討し、適正な対応をされたい。
- 3 後期高齢者医療保険料の未納分について、出納整理期間を除く期間中は、督促手数料及び延滞金の調定作業をシステム保守会社が実施しているとのことであるが、調定書を出し、決裁を受けていなかった。当該金額が正しいものであるか確認するためにも、今後は適正な対応をされたい。

(意見)

- 1 本市の国民健康保険被保険者の特定検診受診率及び後期高齢者医療被保険者の健康診査

受診率は、県内でも低い水準にある。業務委託や特定の条件を満たした方に受診券を送付する等、受診率向上を図ってはいるが、今年度はねんりんピックが県内で開催され、本市でも一部競技が実施されることもあり、健康意識の向上に繋がるよう、受診率向上のためのさらなる取組みについて検討されたい。